

明良帶錄

天

9

ワ 3

3554

1

保  
印  
藏

明良帶錄自序

書不云乎元首明哉股肱良哉我東方  
三代守文之君以赫赫威儀臣服海內  
之諸侯邦國不揚波而後天工代  
賢才而惜天職知人安民矣聖知  
至賢之賢聖無違賢君全以水  
魚之合也統萬壽無疆也第

苦戴鞬橐ミタケ天共食天下ミタケ粟  
苦樂界ミタケ平ミタケ三餘儕引宣職之  
故書以錄七篇題明良帶錄各  
好事之君子之商

文化十有一年秋九月

靖閑 山形源豊寛識

凡例

一先づち墨よりは既核義辨と著もよこすとて  
伏首於我  
辨墨と題し墨ミタケ乾坤此二篇と編纂  
墨と云ふ者小寫清の名庭をもとめ先風の傳  
中村英俊の墨編の文をつゝもと薦して御賜  
純美の向と齋ミタケあれどアカリと傳する世藏篤原  
を編く事もあらむとぞと傳する世藏篤原  
矣也とて炳矣々と號すと明良書錄とも  
一毛内善中又正昇と事すハ一階を鉢と昇るを  
了ト唐昇と云ひ是に昇るをもと昇るを

進封のうへりとくはゆこ至るとき同場よりと  
云ひて遠國の内閣へ昇ること

推例ハ大抵假より均して官連の昇とおも

ひめし

卷内書用沙奉書のひの拂右筆鉢頭よりト

沙用部屋へりひのとあひぬ表文又取見立

目付古門引手ひ

凡サ札を以傳是西邊縁より拂生て仰付

永化十一年九月

# 明良蒂録卷之一

## 前篇

東都山形源豊寛編纂

## 御老中

萬機の政と絶々人臣に在職也普く天下に政令を  
施する所の上遠國沙役を沙支配に當日沙用向  
奥正右筆鉢政元石調中先山政事節政觸すも脊  
元（拂書行古酒）是節も拂同朋頃も其書行古酒  
沙用番より諸向沙役也忠厚而得智之節も沙度  
乃辻に沙度拂不拂用而拂直中上る節も誰も誰  
一毛毛沙例也前沙事以沙拂拂則、向之兩沙名

代主都司可也此引後大奥而來至也移するに草屋  
未だ一瓦も立てぬ心地に併多所出でる事無く家内を命じて御  
殿と向ひ奉事新潟白書院湯川村新井家宣益と居る  
所能得也立等の家内れうりしゆちり而異う者書  
被宿ノ節四五多有日光湯川村將軍 宣下  
都は遣られし前乃御り也名取諸山向西上はまう等  
辛云と前ハ明あらば止け職に居て叢勝比事に  
周々と號々師甲民但曇雨とけ職行すし役中  
侍従より也花中比路行を松平伊豆守信隆也勤功  
多リ是ニ其刀也以て酒いする事とほ

### 京都所司代

某年正月ニヤ護て公家が急慢と國四國中國  
九列れ西从うれも重臣うつ土地のるよ此と源氏北  
侍第一也大法寺めいも位職のるよ國を考そ天子北  
門行新新うちも公方のひ死ふれを寄任せ宣旨と  
五十四く放々禁裏西行方のひ死ふれ諸のひ方法度交系  
約二式も用五歳内丹波はじに掲廣い國比てすよ國  
某年正月ニ國多く度おまえ書院湯川村新井家宣益  
月後ニ御札ハ是モ書院湯の次由親式ハ在申し御之  
しきるども多く湯川中に昇をハニト年とす

大坂御城代

考文三十一年 村平忠明居城元和五年より内友信昌  
陽城代に有られ清高城と成る力故ハ九列四國中國凡  
而嘗て之を要地也むと在るを訓第此傳第一之北  
近江を南下すと一湯川所源より而下る新可代(橘上段)

御側御用人

家事小生  
母至松山より其の後年中  
秋元奉朝始て仰眉  
崇禎二年秋其親成に有りも京都訪司代の昇る明智  
以田沼意次也以疊冠をもん是より也在中務み弔  
君辺守一の行きて君の故に医(とも)遺(お)しを携ひ  
胸(むね)と浦(うら)に意あり支那の聰明(こうめい)にあらずれども

若年寄

自地からぞ我にうておまひも昇り又馬もかへる  
よしと兄弟の内侍が、馬歩を而ま太奥の些ちのせ方に至り  
き一ノ石以下並遠國也後へ此り、強らじにちよ死ニセム  
ソウ少弱のハ山田有元（即書行山）度山林の山向明乃古書  
村山源（そり）山田の、あち堅右筆事沙比百洞口上に傳ひる  
舟一の橋（こし）當付所を若と稱し而山涉多代（即親式）即成隨  
身（そじ）は法具官（むか）の勅額（てつがく）をつらうして御名（みだな）了事（りき）満成  
（まんじやう）居（ゐ）る所（ところ）を水（みず）年（とし）中（なか）西（にし）因（いん）て盛（さか）め鐵（てつ）を延（のば）す年（とし）中（なか）  
水（みず）年（とし）中（なか）内（うち）重（じゆう）頼（らい）と仮（かり）て  
代（だい）とみる年（とし）中（なか）水（みず）年（とし）中（なか）

御參者看

君辺す一の歴より言語今利英遠近にありしも  
いはれ露すよ。其より遠國も仕られ日見比翁りはれ  
うち進とれ博多方由鹿をや。而多会は歴より引けや。者入  
れえどあひ國よりはれぬくね軍。室下山形は皆之なる  
えふれよりはれぬくと成りく。室形(御)も平ひまくよ  
きく所近めあるゆく。其あ葉(ヤシモ)を明りむ下の事  
近め寄(アキ)る。余年共に(ナ)ム。ヨリシテ風雨畜  
を失ふるか。人直後よりて、又馬上え放逐にありれと  
行ひやけ馬ゆきの節馬ゆき。人馬よりて一方をまよ

奇社奉行

御坂御城寄

元和七年稻垣長重玉造山書之承  
之以至爲口宣承  
七年智く中絶の外保種而興之造  
乃善内友信度矣焉

正保五年仲冬月内三万石を勧むるに當りて  
御宿より前を小路も  
山道並り

### 御側御用拂取次

金剛の傍より

### 御側丸

君迎至一丸節にて人馬を遣ひされ國へゆる  
是拂退後、駕車移事比くも國をも爲するが事  
御車とて又御車場にてあり、御名代御書方出給  
用物ともづる御名代山主不至室御名代御威也  
御車とて又御見にて上臺に至りて万石以上を仰ぐ

御車とて御車とて万石以上を仰ぐこれ上焉で御車とて  
中車とて車の前湯房既向毛城と御令差すとて、御車  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて

### 御番守居

古來也御車とて年多く御車とて室中日下御車とて  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて  
御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて御車とて

也當在所也度是事以是國也而爲之爲所也爲之  
也城也也國に而ておもてて而て而て而て而て而て  
し外れども政を而て而て也御國をばらるて而て而て  
國りて醫原以あくの度をもとと因達もと起りて是城  
おめりの也一とお拂へ月毒へ而て 毒を拂う  
鮮御沙水湯度湯用掛け出陣月前より而て而て  
萬葉也湯降度湯虫氣附やされ湯用毒湯年方也而て  
陽内税内税とお邪々と東向の一切のすが四國に極くお  
少音詔も山陽も山陰もおもろしく音保も音也おもろく音也  
御お配と音也引度とおもくおもく以下おもくおもく  
西つこよ連書をみて出海音も山音節と威ヤキも山音節  
五音の明ルも山音節と威ヤキも山音節

也の能と國の方を以て、家を立てて石以下もとまくの  
直系支配も也度をもてし同居同居を同達や、毒毒もと  
奥ちてもと西切る事もひむ事ももと事もと事もと事もと  
五音の明ルも山音節と威ヤキも山音節

### 駿府御城代

寛永十年六月主幕臣忠成始くに付くは當の方  
以下もと拉致れ事はも庭も出御ふ付くに因列して御和  
ニふる右お付くは付くは里も出御付くに若御事一節  
書院もと付くは付くは事もと事もと事もと事もと事もと  
事もと事もと事もと事もと事もと事もと事もと事もと  
定と御理して居住も今ふも御城代たり山音節のみか事

あはれにとて御方へあらわす陽明は徳操、進歩と備西田  
九月九日能小めれひ日よりは法華院名うみの府内巡見  
おは年月年も府内城下を名通りの諸所をまわつゝと  
思ひちどりと尋ねて外見是の様子あると因じてゆく  
陽明院番なり。詔勅とくへ追以松屋は處ち暇夷地開拓  
の事也蓋ゆかとよ上りて沙むとて階下に至る。余金寄  
石門内通長坂也ともと辛いと辛いと知て候ゆる押御  
切多とゆく。陽明院番なり。詔勅とて常務とまづい  
大嘗ひとて慶弔もひとと常務運び

### 伏見奉行

嘉慶年中松平万野より詔勅を元禄の友青山信濃後

中絶せば後少佐總管に保奉行となり。其間多く  
えぬ。一年達致内訳に再任されたり。其時  
見え方なれば御やされども為所不外以下にて勤め  
了。あくまでも方外とて伏見へ要地かれはちゆの陽明  
常務に従ひ。一とてちゆのちゆの詔勅が聞こえ。陽明は後  
内侍方とて一とてちゆのちゆの詔勅が聞こえ。陽明は後  
向ふも度すて伏見へ赴く。其後度りと申す。

### 大御番頭

け陽明は主と仕合とて在し事は前と御内侍  
と勤め。之とても包屬古ハ在し事は陽明見比言。陽明の勤  
うて巨細より上つてからくは帝遣に向ては爲ひ。其後中  
方也度すて伏見へ赴く。其後度りと申す。

は萬一する事の有りて是れ以下は以て退居せりより慶昇  
エレベント事にて御沙汰てあ（元ニモ東方の在處と勤  
じ文代昌吉トシテ五水昇る時天平年中西京府西相隣内爲信康  
松平康胤も九卿え而年中移府西相隣内爲信康  
松平重忠も承貢に従事二祖と御沙汰和化し  
士自古に近跡と離れ十里二十里隔てに置く者五六十  
色ハ依舊跡とせんとて一端も今壽所シテ  
壽所爲所裏表ニシテ改めば大正五年の山創御  
裏令にそぞう少半未就の（既に、あると齊）にテ  
往後と御寺ノ一間院の宿膳立派の地もかりれ難在

ノテ跡くよりアリテモナリ御沙汰ノヨリノ國八列の内と御沙汰  
此謂れ川ノ室水の所也の子ノミノ國嗣嗣つと勤  
務也

### 御書院番頭

大綱勧の事の御沙汰ノヨリノ一事と古事記と云ふ事  
院事内を聞き仰爲勤と曰ひ其事乃く伊豫ノ御沙汰ノヨリ  
遠國沙汰ノ事と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤  
御事御沙汰と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤  
臣田長柄沙汰と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤と勤  
方より書ひ事と仰成るが裏也か櫻山邊日向見ゆゆと陽成

ち黒院方をもつてやめに方独處也。此年中爲せらむ野  
の火事は多き事は、さうありて石毛は既に居たる中以て  
所處をもと尋ねり。矢印北へより上り

御小姓組番頭

家が今より年少、やゑ後も再節乃によし人材秀穎  
一方の將と成り土卒と圓石に生きれど也れも徳い至る  
名通より明るきと譽めりとぞもうり第運ととすこまき  
也はて不穏毛色がくへり古ハ一万名臣の名のあつて  
よりくちをもぐらひ萬年あにゆくもくじゆく也れども元始  
爲と考へ唱へるゝものかのむねをもとくまじふ事成等と  
始もせりかう家とゆ十年の壽れすれぬよきじ様年を過ゆ

正哉も又かくも御方の事外れ  
さうしたてのひをひくにあづけたる所の  
くとしあむるゝもうち世間は昇るに至りの二年  
勤ゆるうとひ居つては萬よ畢る事向益を國山田見え  
浦賀のより傳り是の勧められは要綱度を運び  
奉る佛上院の事例より改易鳥羽の御、雁宮、佐助等方  
上便山主が西三毛を拠り、それまたびり  
上中床へと之を自らては後漢平てわざ(やまち)退散  
遠因りゆゆの事も陽江のむし事法也爲り伏爲之  
多々事無事とす、高利、而も佛肉、山毛爲事大爲  
少事り爲事とす、高利、而も佛肉、山毛爲事大爲

間玉就事所移戻すと沙日見影同以爲臂と即ち内役  
の事に就て是れ又とて沙翁の事と云ふ號を出でる。即ち  
明孔と云ふ事とては、即ち沙翁明孔と云ふ事とては、  
帝禮と云ふ事とては、即ち沙翁帝禮と云ふ事とては、  
也傳曰と云々と云ふ事とては、即ち沙翁也傳曰と云々と云ふ事とては、

御三殿討昌黎

甲府勤番支配

甲府の山善房とあ配りて何モノもみ度のにと甲府に歸る  
を第に、ナリモハ山善房の、開城より勧めあ配のシテ、  
ちのの三の江と開城より、善房あるの甲府つとうちしる  
用ひ莫レ、背又以下、行け所の在すも、善房ハ甲府山善房の  
元々本意すまつて支配り、世事の如き

商人組毛頭

此場所をもてば直衛よりも重きを以て居る。因體  
は佐野の後方より下の方面より。車馬はこの方面より  
相手百人を出でたりとあつても内甲斐根高ハ  
山善代が、中島より歸き、關中のるるあちのから少間  
うち改馬(改馬)に夕暮れに至りて多き物語  
えへゆりて、とく少少リ多きもの餘りておまほし  
ひ草庵(少しはのまつたるやうに思ひ)おもひ  
あらゆる事あつておもひやうに思ひ、年々甚だあつておもひ  
大有りふる事あつ

小普請組支配

寄合の如きは此處の風氣に之を以て金板を折御る事多し。

切ちあらはにと遇る年を 追以南征を祝ふをすうり昇るを度ふ  
毒の傷を唐へて其の苦を追ふを嘆む再勤  
れにかくも勤めにと奉る事の度が總に毒死八日  
と云はば候す也ゆが如き氣多の事也(十二日とから御室政の及  
て直ちに御多田貢帝が左衛門少尉)也と云ふて  
文化十五又八月十九日記浦多守はは清瀬を而  
退ひ浦多守は是日之を記す  
とあるの背後之下とひひひは高き處の事也  
葉落しても入る場所にはの場とも是れゆ  
の場よりもひの遠因又葉落してても昇らしある  
見にさる近い處を石舟と名づけ能くしも

北陽（星也）別に謂まぬか長風のゆき草によりまうと、萬  
小室精の乃御満用（の高士支配到えを爲す）御ひ同送  
まち重五日、迎め許さずし侍とて、切がたの其、陰尼（  
のに）か役札（役事札）（御ち見附りばれ）神田方横田（かたよ）筋古  
サエリ寄合（よもぎあつ）て、やく金地日強（きんじにじきよ）門（門）に腰（こし）あり  
組入（くみいり）花向（はなむけ）まよも（まよも）て、あ死（あめ）て、あ死  
み死（みめ）即（そく）り割（わら）ひ、内（うち）見（み）事（こと）をあらわす  
も限（かぎ）れ無（む）限（げん）の事（こと）を、小室（こむろ）をもあらわす  
法鈴（ほうりん）（傳）（つた）め法義（ほうぎ）尚（あ）る朋（とも）以（よ）つて、遠（とお）く  
六（ろく）十（じゅう）九（十九）歳（さい）を越（こ）えて、四十（よんじゅう）年（ねん）  
御（ご）ゆきの近（ちか）いの（の）と、匂（にお）い觀（くわん）察（さつき）（し）人（ひと）當（あ）と試（ため）

新御番領

京深の後御親と廻西月が組んで有る多ひの勧めに效く  
左書詔為也左書出候為西月も等も西山即成侍先へお詫  
請見ゆる事より伊豆松山善慶がり内山もあらゆる  
中書考正官は先に此上即成り、但次臣有元正も爲て  
有城山を勧め、中以とも羅も日光ト山便ゆり、南止  
錦中ち的奇村日向江下す、山高布もあれども空方也再  
幕の詰ちまの江内、又三野丸より、さきと一義也、孫  
ちまみに、印賀小布衣場かしは公迎はなりや、正義取正  
する所、其事ひ古御門と司の定永三十年、左大臣山中根  
政部左近、伊豫、後御中大義へして申給れ如き事の度  
再び、由以て右御政へ、山陽も福島内大臣にどうしておま

## 是火消

是合ノ日歸。初其人の陽年を拘ねも知踏也。  
諸事とかわき何事也。獨の宣傳あはれに事の言  
ふ事と揚川事とて傷に因るまゆる令をも内  
もあらうとて傍邊の傍邊の爲ハれ内に是場が  
中じりて此處事とて左報に官國にて公私とえ八段  
法事とて宜事とて年中とも十組也。

## 中奥御小姓

是ハ高松丸多臣の（あるせも差人多一郎）と唱  
もして御奉事とて右路肩の御代の囃体えまり鳴ち爲  
御御札化ゆると御御便と御奉事の人もあり弦更  
比物あれども三ハ音なりけをもの元並東常の音

は復と敵はるゝ朝鮮（東朝）の新葬山法事の音もす  
る事有り。二月以降事とて左路在陽之處と役をも取れ  
事の御前向の御内侍、又とて中奥也と仕事も三事御内  
中奥也と仕事に辛口ハ一部八分の事も。御處御内

## 大坂御船手

是合ノ日歸事とて左室の御内侍の（と遷）も  
古事記事とて左室の事もとて御内侍もとて  
今事の御内侍事とて御内侍もとて左室ハ中國西國の御内侍  
所事の也。御事に左室とてもとて御内侍もとて

## 寧合貯

是合ノ日度也想（酒井紀伊）と西國の御内侍

仙人を小笠庵にまづ御詠と年寄の風  
を爲すが如きは死方よりはいへて遠くにせば近しにあれば  
お絶れ多と同席して世話仰りつる事なれば  
何をし家業の事もあらへず、湯用もさく我のい  
事多に人我を思ひ身内親やの富と成り遅年の  
湯用にまことに腰と脚更に仰りまう萬仕事の令  
沙免中川監上役と仰められ河と不五角し爾の所  
坐すが如きはあらそく腰骨より月寄と定め  
月寄と肩骨と山前の筋筋の通を以て安てる日と名を  
と名骨と云ふて席入障の事も限地強入を放燈國  
上角骨と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事  
肩骨と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

自古と云ひ出で死を盡角也更あらず十六の年  
舊日方祀田主とあり軍を運びとれとこそ世話する事  
集落の收穫を以て上り下り中より日引を至まし席等選  
昇りのりりのむれと村宿を以て附のとある

### 中川御書

此陽は必ず年半り生計を立つ口糧と多くなるばかり  
はと所要とも取のほれども之處の食事の爲  
邊も是れどうぞ川船の場あらまじ日給の所要と

### 火事御廻り

火傷の着き人の跡やくにま中の後回をもととて右脇  
と左脇に火傷のものと中火傷の過きて右脇と左脇と並び

事より上り候事とてまことにかうに所何れうちせ  
は角の内へ枝の半弓程に十弓の面積にては  
山廻りのける處を傍らるゝ地をもととし爲めにちや尋  
ねり候事とて所處の在りにいひ候すが如くにようした國  
にて居ることなし

## 寄合

寄合す云知れどハ當事は御ゆくことより不仕合は  
而御代者若年あらざる者と仰ゆるハ  
歳也院様より代のあれゆきと書後全兩も而三弓の  
割合よりうなづのれど一寄合全上納されと仰ゆるを止  
寄合す云候ハ土利山高鷲肩翠三山裏方也此の御  
寄合は御葬地吉日見え立つて御主席を坐むる所あ之當行

ハ前後二回行焉て三十年の右割の役  
色也燒もぐく又の勘定數も又は勘退役後の年一  
三年高家より元裏ある所はあらずと勘の心事にと  
一の手ふ得もひととく仰せられず然るに再び  
是れより五年く隔てて右所に爲り承方うり生まき  
そむねく御代が採上坐して御主とおより御の御入とま  
日えぢと御主席が坐心はあくち所當誰とすと御主席  
戴けられ(連坐をもとと)とすとおもてに運んである  
也と本末の事もあらず化あつて方々うり用事あり  
我ハゆるる品のうち月々の御算もはは寄合会布衣丸

追加

聖堂世話役

寄合より御用を下さり居れにの五段こどもハ勤仕事  
ノ内也。萬葉抄は御用より上御度御席性事書  
と爲る。月に通まし歎く。而事御席の日席衣と也。

明良帶録前編卷之二終

明良帶録卷之二

目録

一後編

小普請昇途

け扁ハ西東北へひく。また布乞場に昇りて  
其家を北湯と呼と記也。

明良帶錄卷之二

後篇

東都

山形源典之寃編墓

大目付

北場の寛永九年新山被理まで西重以降の守信が跡  
豈る所（是も延宝九年也）と更に前後する所  
其後か（薦向大夫名）の如御る諸大名は御席を有せ  
左川殿中非ず右中西丸見り（洋室前多々ありゆ  
事節一ゆ云明の度引黒幡川相模守佐野吉良之  
子田沼守成も若年より改と推すと云ふ御中  
（一秀也）と又御退され申もうて江原を一方

と後方も山城を経ての河口を拿す所と叶ふ  
駿河ノ首府松平守は年終馬を抱而入る所の山城守又入  
軍事也及野里を有する所の主は御正月御内裏見切害  
一と古例よりて為ひをうち切抜せん首守候  
有り山城守は是日御内裏見切御使とたゞも御ハシ限  
船を方浜地を抱かむをうほ日記方送申らむ  
あハル也ゆまうも無事うして力士駿河口奉行  
之と毎年十月切の丹波ノ御法がとうに文を下す  
ハ席とも不絶夜文とよはとよあし事、(邊事も)ハ連  
方れども江と陸へ出合す所(うちも)並常十里四方  
落葉院にまで陽光打ぬ(かと書有)はすとくわに十重

と後方も山城を経ての河口を拿す所と叶ふ  
あハル也ゆまうと國用あて舞を揚ぐ

### 江戸町奉行

之と五年中神田屋高松守は其の持つ法面と  
昇るもち小方班宿駒頭を長十七年也在在在(馬)半津御内  
あり方數寄り爲ひえの三年後西陣のから府主屋代度  
大國城主も抱え元々年も計りより昇る在す所と云  
者御内裏にえ縁を丹の遠いよと徳慶度御内裏御内裏  
落葉院に舞止と二詞もあけ居ハ三十年也御内裏御内裏  
入出は御内裏昇るもおの町の通例に江戸町に御内裏  
をも御内裏の(の)勤馬もとまつは御内裏決りにての事

博多の為に船と駆けまわり、甚だの場所をうけた  
廣島へも、今に寝る所、これに替へておれの所を滅  
す間もなく、篤書は到りあつて、許されたり。入室と仰  
るは、其の日掛けての宣誓文であつて、是に押へ  
氣の死刑を免れ得るものと考へます。一列の宣誓文  
文と、死刑を免れずの者、繩子縛りの如き、何が  
めで、有氣と勿縛りの如き、も既に主張せし事也。  
終て、此の旅洋主計船の事、軍艦領事、ハセキ  
吉之達報が、終て支那へ歸る。其の事  
は、算定、代支那へ、其の事、其の事、其の事、  
横濱の本店へ傳聞する。其の事、其の事、其の事、

居の國の事と考へて、其の事は、元和中、相手に犯され、  
因で伊豆には逃げ、佐渡の島にての山は、金五郎が假間守  
准風の國と申す。其處は、有月日月日未をばれ、怪我室  
曰く、おなセヒオク、许まふべしともう心事比若のく  
しゆ合せられぬ、隠隠と行ひ、少くも馬の御を叶ふ事無  
方と見國ち、所内一着、二着組、叶まり功かづく。今  
止む駿馬、伊豆馬也、おまち附けり。古事記誠高祖氏  
難と號く。ちる馬、幼き、伊豆と記セリ。竹籠と云  
下の町を子裡く。玉明の度、馬を逢ひ、馬の町也。馬も  
陰と引取け馬と申す。之を第一の町也。此は多  
もと玉明の主事也。

まゝれ御りあら猪口乃れあゆとあくノ難也に日暮  
ひの書物と多御も立候て年二月、すやつ入臺日之  
年下月被り立事場の是も出ふて年下月ニテリ外郎  
立場に比合之様役向高ハ猪が足トハ寧々之大罪の  
あめらの高死猪れ建てち承ニキ年九月廿日猪  
大賢れ吉之猪を猪庄安ヒ立高之宿酒也猪化  
立年十月廿日猪也立後權五捕シセ猪を内元  
國之文化之年青主之猪を香利家自代ヒミハ主の和  
二成年四月廿日猪之斬罪の降縛也勿れ立高  
之主也立也同源一から一寃也即年九月廿日猪  
付方室内見立也室主二成年青主立猪也立高  
付方室内見立也室主二成年青主立猪也立高

御勘定奉行

見立二成年甲年正月廿日猪之立高日付方  
四年正月廿日猪也

立長吉年松年右馬左更正綱以御も右派也ヒヒトル猪也方  
立高者と立高者ハ一切又用立高部の事と立高者  
固立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者  
立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者  
立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者  
立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者  
立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者立高者

元の事あれば即ち而て家業ありむるを勧め  
シテ多細の事よりて處置せむと曰く以て仕事の事と爲ふ事  
第其の後、慶昇は之にハリと承きた儀れども、  
三才のとき、意節と多く一、種々上計も云々方ハ憲氏の  
重ねて之の前も云々とてかく、其の後も之の間八州の  
ト多くは、(を)もじらせしも自猶り、(を)もは猶御所屋と  
其の後は、(を)も近ひ計、(を)も自考其化け、(を)も是事の  
御身也、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計  
ト御身も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計  
ち御身も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計  
ト御身も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計、(を)も近ひ計

お化の肥田を除き二割減りと考へに毛も一筋も皆見え  
る事無と見ゆれ、文政院様 壬寅寫既存湯多代の書  
修業記録にて毛藻ち萬葉の上の方からい陽も空虚と  
あり お龜院様玉手と云ふ事のひく縁ある事とて之  
とともかく御詮題とて良しとて古今とて新古今とて其  
りまへぬの品もさう全の近づけられ、中物の又多くれやう  
とてくらひりんの跡かきハ弦色も五とてくらう刻葉紋  
と美もくして全形ともすゝ毛周もくらむとてくらう刻葉紋  
令後と移りくわかつてふ官れまゝ主限とて承認に移り  
太平のト局の事こもす御ふ國ノ能ミ思覺せつと  
てすこ事あ、送すよりこも御ふ國あら御代生えう葉の會

御作專奉行

丹波守は山口の守りを付けておるが、此と云ふ事

小善請奉行

子の運氣を重んじてかく坐す。此以降はわざと爲  
仕事

（う）小吉日改行日以爲丸屬候ゆ

### 御普請奉行

け馬ハ紫ハ追車よりして萬々處場ホム用多リ明  
か年より御車を以て追方ホム御車多シモ土印と同  
川也モナヒ上工亮下の事と同。諸々五萬石のセノ關  
の扇追萬石車あれ日既れ而ト多國籍ニ有ヒ車モ互  
佛成乞用追圓山用モわよりは併此屬候ゆ

### 御鎗奉行

け馬ハ弦弓所ヒ勤乞充裏ヒの身。平日用カ一  
着見称ナヒ腰ヒ弓矢も身ヒ腰ヒキヒモ節度  
あり。隊卒以上臺ホウタマヒアリ

### 御旗奉行

ちりひら平日用カ一

差々多用儀の近りヒ御旗隊卒ハ達也アリ

### 西丸御番主局

け馬ハ白鹿更陽ヒテ其事當付るを喜モテ芳村、  
今之志國と名乗すてアヤシムレヒ陽に吊る者ノ  
筋傷少レハ先達也。布衣を身ヒムシテ御禮ヒ  
白くシムル。

追江前左と名置也御禮モアラ事居無ヒムシ望  
渭毛アリ長岡北営常主モウケルナシテ御禮ヒテモ  
其事當付るを喜ム御禮モアリ。幼クアリテ御禮ヒテ

ゆきし西のゆき風の音も拂拂拂ふと吹雪を知る  
よひあさしげ西の吹雪の音も拂拂拂ふと吹雪を知る  
雪も西の吹雪の音も拂拂拂ふと吹雪を知る  
少く日暮とて西の吹雪の音も拂拂拂ふと吹雪を知る  
伊豆又伊豆の吹雪の音も拂拂拂ふと吹雪を知る

長崎奉行

考文もち年もち歎もてやうむすを水も年とあくづけ物  
是も、かくすすれど、年も年りて、鷹の内所あつて、物思はせ  
候多唐はうらも守護ありてそとえ事所を決くら定を  
きくわざりとくとも、あゆのととよの見ゆと取るる三五之  
海上ハ切ふりとくも、又あうるやきゆと、海船跡にわざひ

所とあり焉國より海寧北倭至迎奉元朝國  
屬ある通事九十九人一札也よりあしたくらも易と  
走りて沙並と行し處也と曰直に軍事もとより場と  
正多有自船と云ふ者有が若く多く内臣を以て  
多數の兵士を有れり住處は既定候の外人をもしあゆ  
のより清軍と稱すを此處内河舟楫、能穢る高  
きと云フ。焉國は東の國と曰ひゆする國ハ四人清人  
有焉。内蒙也。伊努利湊。大城。置羅。伊羅多々加兒  
琉球。卧血。新伊斯把特亞。培又利亞。東埔塞。呂宋  
朝鮮。今も國々清人の管國十五省あり。亦も高麗等  
日本國より也。是はものとの産れ多々。りゆのアラミモ  
ナニ年支の貿易も通有り。也。名川左馬江源府。系和  
也。

ちゆうかをとおひし  
とおひしをとおひし

神鬼所感をうえ大内人上達也。因十九年五月廿日  
伊勢守伊勢守の高仰也。右は割合とト

卷之三

自伊義利國至里士滿の高紀於平戶で賣賣地  
主て之許々領運賣凡濟之既至也四也亦可矣  
以義之往也

御中貴賈財物目錄之卷之三

不可方御。罗狼以霑其  
腋焉。若方而无之。也亦可

前事を爲人行ひ重和也はほんて西行の所をもつて  
元々二月二十日

卷二十八

松前奉行

大今様と歸り、宝鏡初見す。まちづか四の市宿とす。

け物、實の度に半信半疑で更に審しくて観  
考せり。抑國事人に通信と號の重易をか  
きて奥版書述より亞魯祖西より通信——日本國の威勢より  
感服し、たゞ仰向う多額の運と力を盡そ奉り、と  
ぞし、氣附方ある難をもげ置て仕合し、則通信書  
あふる事に勢を要會御並ふ空君也。是くは、即ち  
所とほくら又様もまたと監たる者しも  
かり刻やるの國事と列記せしハ、既に權柄の  
之を以て都因を度のまゝも、事務運くる事あと御能効  
ゆきに、事務して候せし

神君主には松木を植え、拂来者を歓むも御意  
とぞ、  
夷人へ土地をくほむと仕事とも敵を  
うすす夷狄のあらじあると

神馬の難をぬれりて、此馬は改名の馬なり、是  
馬をも奉行のる。後篇より

### 京都町奉行

寛永十一年正月廿日未時、天保元年正月廿日未時、  
ありと萬々を後萬萬止しげ陽ハ山城の近江に  
のそとを破く。そがに役所もどすとや。京郊の町  
監が、役官をもて王城の地を、萬萬多く、既に室の  
主京守が、萬萬移りしゆにて、内縁の如様の方も

### 大坂町奉行

元和九年正月、中守は、守候は、室の主界主と  
並み、え保九年、保田誠和、室易、界主と、室主後  
高橋伊勢守、守候は、室易、界主と、室主後

のうすにとては、後へ變化する所無し

卷之三

隠居と奉仕し、其事の事と曰はれども、  
号人禁裡の内緒歟。又其と同く他處に之の名  
怪す。又

仙洞府

陽春どり初の字はもとより葉裏印の角

山田奉行

伊勢は古廟れる。而しての事あゆて爲被移る。ち地  
の事も以と至る。伊勢にゆきハシガケ開く。す

大手毛奉行

おまけの地ハ桂川の地原を賣也かうちも一國の斧薪は多  
いのすうち也のうすにまの間も川常の内更一ノ以もハ五  
十石と云ふ隠奉と申すいわゆるとてまく

界奏行

はゆきもとくの御の山城とてちね町をのへ第十九  
城の名作りてさうる泉列一圓の内所坐候のすと  
ゆゑもゆれのやむ所あゆ

同光奏事行

見え沙宮のひめすよ國もさすがにも花のすゝめ  
沙宮のすゑ清じ東風アリテテテテテテテテテテ  
國あり沙宮は名アリテテテテテテテテテテテテテテ  
此事の爲モ一トナシテ坐院並坐院の御覽と云ふ連行

ほを以て候者松田義重也お詫せ申す事清川のうとくは金丸  
肩もかかれてて左側おもて百疊長柄石原やく九月ハま  
紅葉れどももすらこ非常と云ひ口えが門を死んで病の冒代  
公家候所へまより口頭院より死んで病の冒代  
住居は近き國法方至る

### 駿府町奉行

けむりや國の押も大井門とて國第一切跡とし筑前  
國馬の太まより見えと掲めどもけむり印の要地と云ひ  
の字すば左左方との字とすく後何に生れ下とも歲  
代主をのゆめう草紙附れハ死罪に令利決罰のく  
と標にて相常丸はゆく

### 同御城番

けむり明常丸は良勝改め代主院多良印右へは方なり  
角井ハ西宮院守右衛止と號す居所の山喜院とある  
甲府と向へ一端在め人臣印内にゆき多良に山喜院の  
ヤモと補理し以て少ちうけの傷と知もて今ハに  
うのううてあくやま活けたまく一沙汰の被難をハ  
沙汰ゆきまも沙汰代主府多良から

### 佐渡奉行

佐渡一國在方隠のちと達書と云く上國中と云  
記れるに聞る又今山内用加益節の子と國の経済を  
より主君御室之佐列彦も夏無院卒ゆき海王川  
川口付近より候中も一派有かれども房のすそを非

常のものあり

## 浦賀奉行

此處ハ伊豆北山に在り止モニ浦賀の船頭の監督と至る  
をうほもどるが爲めと以テ浦賀ハ要地也うに之の戸  
口に通羽の逆吊と改し逆吊とて通羽の吊と名付一  
也と云はば仰慕するにのれあつたハ口からふるま  
かることと同の布名間レ

## 御目付

處處より令書一紙和合して御差されする間ア方陽瓦園五  
ヶ所内に於けりは寄せられ人内は音内宿也モヒタノヨリ何ア  
近便至國ニテ是を書アモトウ後カモヒヤク株連モ  
乃ち序々ナリ和合ひ能ともあらぬ事

## 御目付

處處より令書一紙和合して御差されする間ア方陽瓦園五  
ヶ所内に於けりは寄せられ人内は音内宿也モヒタノヨリ何ア  
近便至國ニテ是を書アモトウ後カモヒヤク株連モ  
乃ち序々ナリ和合ひ能ともあらぬ事

# 御使番

皆番主印持一馬旅若見えの人の勘定より立の事の口ばに  
母老をつとテ勤陣に使ひて君命と厚きするを信す玉を  
あ付も主國の上使官代代代官國巡ミツル主雁やまの在の  
上使内記式内御膳の役少す所の御内記御事並北川  
向すす御番主は侍の役候、毎年五月より監視  
とて上使行所用へある事候、御事候、御事候、御事候  
すりもせきも主ねむるをかう

## 小番請組支配

### 新御番頭

藩主御番頭よりをとて布れ仰御れ、御番頭也。

# 御持頭

は筋も御番頭含れの人の勘定より御内記御事候と云ふ  
て不承られ左もよ便、召籠奉の事もと御内記御事候  
ととと一絆ミタマキ御内記御事候と御内記御事候と御内記御事候  
かこあ付小番頭也と因し中仕印もと國色あり、  
自内法も御内記御事候め、御事候の人は御内記御事候  
外柄も御内記御事候と御内記御事候と御内記御事候  
茎葉も御内記御事候と御内記御事候と御内記御事候

# 丙番組頭

組中之を仰付新治進まと而御事候通化より墨染御事  
を書り、直付御事候組中之を組中之を組中之を組中之を  
御事候組中之を組中之を組中之を組中之を組中之を

御徒頭

伊秉綱小脚成乞丐送回伊縣到烏魯木齊在烏魯木齊

筆者在即也諸事正往書既至筆以素拂之數幕  
之川節即滿城均固の名前。以素拂之者何也。漢班人  
あをもてり山野に生れてけんかへ力くまくいふ  
伊勢  
布衣院林即代ふじまく名前。之は風氣非常にて遠  
れ此節は風い駆け以て遠くれどさうかこひたる所  
ちよし伊威也近くても沙原市方以花以誠も明る  
き也。虫紙不生えむむかは素と毛と四字美比絶妙也  
而う筆者之の申ゆる如也。以佐加筆跡、中古敵下  
右之多也。筆事も祐真此其以自身有正佐改後不兩能  
了。漁不外下乞観。但已正善真納。此五石也。送其  
本稿机玉もすと乞銀取人所望取。御本ほ度身配

方まことに御成道の所は既に既に  
此處に五年以降在らずと御成道の事  
佐少納言の御跡を流し御上院老御舊家  
おもての御内改之立木事御用至る御事  
行方不明の御跡也

小人頭

是も由後改用也。而今成以爲之。御中此只行。是  
切に止む。而所持するは必ず送良教矣。行。而所持する  
事と。是の有を。あまぬ。是も。ア宮も。改改す  
も。是を。官す。大廟の。又ふ。内り。高天。碓的。和音古の。  
總。御主。主。一と。まれ。而。信。昇。寫。也。と。御。御。朱。

御納戸頭

聞かれども、勇氣は人並みに

聞あれ、是處も我所れ奉らんと  
頭  
え方拂されニシテえええええええ  
君迎れよの山岳被西東常より辛苦に役ゆる道真  
筆すまを以て御禮を一切のゆゑに送りとく  
拂方大利山前所御詔勅御内一切の役汝自取れ  
と曰。也座高馬もわづか役而あつた在りと達  
而立身有ればえづり階級何うい村内姓村より源と  
舊傳承元八切裏より町今小祿事あり乍りありハ  
房主代り植之大夫綱内家ハ堅毛家ノ子ナキ更紗の  
折六圓の圓地草席も其材よりもえええええええええ  
金角多用れ場所拂方、庭方一切の物一

將軍 宣下覺萬事を圖るも至るに及ばず  
アリ大奥のうへ用ひる御手取組は度もとて  
御用と仰せ仰へ後方僅なる事あら御用之  
手用ひす事あら御用へお詫び

### 御星様御用人

御所ハ西廬室向山之席あり第ニ此心は方略の爲め也  
先國より差附あらるゝ事にてと存するまでを旨  
天英度様の御内書御手取組は御用と仰せ  
一位様也御内書御手取組は御用と仰せ  
所そぞの御内書御手取組は御用と仰せ  
第御内書御手取組は御用と仰せ

苗字と改めり加え置板より龜とふ字を有り度  
將校一と遠にまに任と今に署前に万年三希堂と  
て改りけり布衣あれど由來よりて是人甚ぞ也  
如尚可三位代也座す少殘法要を乞はば陽子と承因  
候也。古内習ひ也御内書御用と仰せ

### 御三殿番頭

御所ハ西廬室の御内書御手取組は御用と仰せ  
仰せ常代と商用多比陽

### 御三殿用人

御所ハ西廬室の御内書御手取組は御用と仰せ  
仰せ常代と商用多比陽

中興御香

布衣の身に場所を争ひ、備前が一山を取るに備後もあ  
中更に守れど通さず。又中更に守れども通達せよ。  
山ありての間に守れど、守れどよし。勤めよ勤めよ

御膳奉行

進竹術書

官物を進ゆどひ山宗の要抑庵蓋近七  
關内を日中めち、同ニ之日中乃が將り引後馬  
代以國内降せ奉る一多有足常ハ馬代が二多有也  
ニ多有法久更、多代外ニ多有長屋か三多有  
も心田智恩院、ニ多有大屋の傍には迎院、繁花ハ  
ニ多有記理院、ニ多有小屋アリ住石院ハニ多有  
外ニ多有雨影院ハ正國院也多有と宝永七年三月  
有有大屋アリ、此大屋院塔上寺。入院して出れハ三束沙色内  
之多有長屋アリ、此大屋院塔上寺。入院して出れハ三束沙色内  
有も大切石也。其木本の多有也、其多有也  
多有也

見もあらぬようやうにされどはいかで用ひたるを御町  
西多町無川臺地にあひ地葉山の皆御之元也皆  
是れもおまかせ松田氏而後有り五代と傳て之は御  
先配ありがおまかせ松田氏とおまかせ御親王也  
御親王もおまかせ松田氏と云ふ

御小姓組  
御書院番

是とて西とて小弓、山元切妻とて内守（城）  
移上とて少喜五郎左衛門（下）遷奉代にとて印前守  
入馬守（佐助）入鹿組の事守（守）内守  
御守（守）是とて里内守通生え少喜五郎左衛門内守  
御守（守）

書あるとえ小まめに見るがうる爲め送らう。うそ之書  
詔書の由作書先組書有數多く其書は多體義訓書  
多體經典抄の經典抄を多く送れ故書法部も書有  
て本多抄も之を考有り乍ら本多抄有れど却ひとぞ見  
り。詔書多くに以經典抄を以て改めて御傳同様  
す。右書内判刑而れ押刑紙右印と云ひ。判刑れ  
也とく。お箇中のあ事有り。判刑と記とお書中  
之痕と有り。押刑紙左印ハ而も印紙と云ふ者有  
れ。又多き。押用。札書。印紙。印紙。左印。右印  
印。左印。右印。左印。右印。左印。右印。左印。右印。  
伊豆近とも坐支那方角を用。萬人當也。

小雅

初古事記書、布多の御前、別所虎れ松林、シテ  
トツシミハシタリトシ也。黒井也。以者か  
是方セロアリ。言葉ハシナシ。而後は御の事也。  
又此義事ハ、御脣脛の事也。シテ今モアリ。ま  
サ事経トス。有自の事と云ひとも似ます。又御の事ト  
合角トス。是と小言也。合口トス。百聞ニテの割合也。高陽  
此主計経事也。是と御脣脛也。合口トス。下肩也。合口ト  
御口也。是と御脣脛也。合口トス。元也。五十九也。上歯也。元也。  
主計也。是も清也。選舉本神也。もとて六セキ也。  
の事也。肩也。是と御脣脛也。自也。  
主計也。是と御脣脛也。自也。

お達對日と定むと支配經をもつて送りて先程は  
左の戰南のよ稿を、筆氣れど多めゆひるを  
人の持候利もとと觀るゝてまゝれ選筆極むけう  
自ら言ふ事す。高ちあ死の身死ナに、嗚うと號  
色附とましも御目之以もとろんとす。御目之若ヒ  
シ、経上手孫と貞誠傳より、脚喝より、足氣経  
自序とよび居と、此の是もして脚喝より、足氣経  
御歌物と、山陽鈴大きに送りあす。山陽は是より  
て山陽より、一書またも他のものとまとの所へ書上る  
玉立とお節えとまとの通す御内事、寛治後  
西の及りキリシテ奉公と御行是ハ七年後の人  
内事と歌のとく、自然と前も別れく、昂然と

却く又こ選筆れども、筆氣す。三才首（三才考）  
書の底向用箇とぞく、而くみと活書、あれを成  
教ひ爲事と、力盡す。一思章に、も活書とせむを  
み起の内えと、隠す。すもと如くえと、書多  
馬術國も、卷をわ極國も、わちう、但大進を経て、其氣  
す。而くおれと、北國方極國も、全筆とせと、形と  
自身、下落とれ。一年とて、性名書とほと、則  
主性名れにのう承れ五傳、あやの御子孫の名  
恩義國の御子孫の和熱在宅、うら、御子孫を  
巨細の御色ねあも、北國方極國も、川合を送至れ  
紅葉へやく。あ芳實をもれを因み、且章もおも  
そと、便次物をす。あ嘉名也と、未接てああと、御

タとウものぢれも又書寫もあらず布衣便へ坐て莫愁の  
邊より昇きハ醫學を所取ひ乍りあ事漢の令烏門より  
召還くと曰くもこの用事は未だ其とて往く  
予若所あ付せ降れ事もとて而氣足る事無くと  
云あつて暫くして書りき後少ふ隔てて名を記  
くト後焉うまきも則死すトよきを以て改毛  
ノ五紙を以朝めえりあ口書也しゆを乞ふ者有  
仰て御意所取むと之を記下れどの主は不考れと  
知る事あるかく菊の子は緣故を申むや只  
白焉（白焉の）と有りて即ち有焉（有焉）と有  
刻字す内ハ正要をと月焉（月焉）と日ある凡は要  
有（有）を書ひたまも其約分（其約分）ある

明良草源後篇卷之二終

